

**お知らせ 固定資産課税台帳の
縦覧について**

納税者の方が、自己の土地・家屋の評価額を、町内の他の土地・家屋と比較し、適正であることを確認することができます。

縦覧期間

4月1日(火)～

4月30日(水)

(ただし、土・日・祝日を除く
8時30分～17時30分)

縦覧できる人

納税義務者、納税管理人及び代理権を有する代理人、借り手が縦覧できる人

※土地・家屋をもつていても固定資産税が課税されない方は、縦覧資格があります。

縦覧場所

税務課、各総合支所住民課

記載事項
土地：所在、地番、地目、
地積、価格等
家屋：所有者の住所、氏名、
所在、地番号、種類、構造、床面積、
価格等

記載事項
土地：所在、地番、地目、
地積、価格等
家屋：所有者の住所、氏名、
所在、地番号、種類、構造、床面積、
価格等

縦覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細書。これらの書類がない場合は、印鑑、運転免許証、保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。

印又は代表者印・運転免許証・保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。

随時(土・日・祝日を除く)
8時30分～17時30分)

**お知らせ 住宅耐震改修に伴う
固定資産税の
減額措置について**

昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に現行の耐震

基準(昭和56年6月1日施行
より工事費30万円以上)を行

に適合する耐震改修(一戸あ

たり工事費30万円以上)を行

い、その旨が証明(証明書の

発行は建築士等)された場合、

耐震改修工事の完了期間に応

じ、当該住宅に係る固定資産

税額(一戸あたり120m²相当分

まで)が一定期間2分の1に減額されます。

【減額期間】

平成18年1月1日～平成21年12月31日までに改修した場合～3年度分

平成22年1月1日～平成24年12月31日までに改修した場合～2年度分

平成25年1月1日～平成27年12月31日までに改修した場合～1年度分

【減額を受けるための手続き】
「住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書」に必要事項を記入し次の書類添付

うえ、耐震改修工事完了後3か月以内に税務課に提出してください。耐震改修工事完了後3か月以上経過した後に申告書を提出される場合は、申告書の該当欄にその理由を記載してください。

か月以内に税務課に提出してください。耐震改修工事完了後3か月以上経過した後に申告書を提出される場合は、申告書の該当欄にその理由を記載してください。

1 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(発行は建築士等)

2 耐震改修工事費用が確認できるもの(耐震改修工事前後の写真及び領収書等)

※家屋の改築などにより現在の価格が適当でない家屋については、新たに評価を行い価格決定し、その価格を課税標準額とします。

【問い合わせ】
税務課 固定資産係
問合せ
吾北総合支所住民課
電話 867-2300
本川総合支所住民課
電話 869-2112